

合併協議会設置の手順

住民発議（有権者の 50 分の 1 以上の署名）

（上牧町で 400 人）

7 町の各町長が議会へ付議

各議会で請求代表者の意見聴取

各議会で合併協議会設置を審議・採決

可決

否決

町長が住民投票実施を判断

実施

実施せず

住民請求（有権者の
6 分の 1 以上の署名）

（＃ 3400 人）

住民投票で賛成が過半数

合併協議会の設置